

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社定款

2025年3月19日変更

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社と称し、英文ではGMO GlobalSign Holdings K.K. と表示する。

(GMO イズム)

第2条 当会社は、GMO インターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMO イズム」に基づき、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業
2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス
3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
4. コンピュータネットワークに関するセキュリティサービス事業
5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
6. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務
7. 電気通信機器及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買
8. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売
9. デジタルコンテンツの企画、製作、販売に関する業務
10. ビジネスソリューションサービスに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売
11. コールセンターの設置に関する支援及びコンサルティング
12. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
13. コールセンター事業
14. 事務機器及び事務用品並びに通信サービスの販売及び手続代行業務
15. 古物売買業
16. 中古自動車及び中古自動車部品の取引の斡旋、仲介
17. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業
18. 自動車の点検、整備及び車検に関する委託、斡旋
19. 損害保険及び保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
20. 金融業務
21. 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
22. ブロックチェーン技術等を利用した業務
23. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告の方法)

第6条 当社の公告は、電子公告により行う。

(2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、34,360,000株とする。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(2) 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を

招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（2）会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

（2）株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（2）当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

（2）株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とする。

（2）当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

（2）取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（3）取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（2）増員または補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の残存期間と同一とする。

（3）監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（4）任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(2) 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会による事後承認の禁止)

第28条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

(2) 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。

(3) 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(2) 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができるものとする。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任に関し、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(2) 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(2) 監査等委員会の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(2) 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 第1条（商号）の変更は、平成23年4月1日に効力を発生する。

第2条 第7条（発行可能株式総数）の変更ならびに第8条（単元株式数）の新設は、平成26年4月1日に効力を発生する。

第3条 第3条（目的）の変更は、平成27年7月1日に効力を発生する。

第4条 当社は、第23回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第5条 第1条（商号）の変更は、令和2年9月1日に効力を発生する。

第6条 令和4年3月19日における現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

（2）前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

（3）本附則第6条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革

平成5年12月5日 作成
平成9年5月1日 変更
平成12年3月24日 変更
平成12年9月19日 変更
平成13年11月5日 変更
平成14年7月2日 変更
平成15年1月1日 変更
平成15年3月28日 変更
平成15年5月1日 変更
平成16年3月26日 変更
平成17年7月1日 変更
平成17年8月16日 変更
平成17年9月1日 変更
平成17年9月9日 変更
平成17年10月26日 変更
平成18年3月28日 変更
平成19年3月26日 変更
平成21年3月23日 変更
平成22年1月6日 変更
平成22年3月23日 変更
平成23年4月1日 変更
平成24年3月22日 変更
平成26年2月17日 変更
平成26年3月18日 変更
平成27年3月19日 変更
平成28年3月18日 変更
平成29年3月18日 変更
平成30年3月18日 変更
平成31年3月17日 変更
2020年9月1日 変更
2022年3月19日 変更
2025年3月19日 変更